

平成28年度日高市青少年問題・いじめ問題対策
連絡協議会次第

平成28年8月10日(水)

午後1時30分より

日高市役所2階庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 日高市いじめ防止等に関わる取り組みについて

(2) 各団体の活動実施状況及び青少年健全育成について

(3) その他

4 閉 会

平成25年度～平成28年度 いじめの認知校数・認知件数

年度	25		26		27		28(7月末現在)	
校種	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
認知した校数	3	5	1	5	2	4	1	4
学年別認知件数								
1年		17	2	6	0	16	1	11
2年		5	9	9	5	15	0	6
3年	1	3	1	0	0	5	6	8
4年		-	2	-	1	-	0	
5年	1	-	4	-	3	-	0	
6年	1	-	1	-	3	-	0	
合計	3	25	19	15	12	36	9	25
うち解消件数	3	22	19	12	9	33	7	23

いじめの内容・いじめ発見のきっかけ(平成27年度)

校種	小学校	中学校
いじめの内容(複数選択有)	「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」(8)・「仲間はずれ、集団による無視をされる。」(2)・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」(2)・「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする」(1)・金品をたかられる(1)	「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。」(26)・「仲間はずれ、集団による無視をされる。」(6)・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」(7)・「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする」(1)・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(1)・「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」(4)
いじめ発見のきっかけ	「アンケート調査など学校の取組により発見」(5)・「当該児童(本人)の保護者からの訴え」(6)・学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報(1)	「学級担任が発見」(2)・「アンケート調査など学校の取組により発見」(29)・「本人からの訴え」(2)・「当該生徒(本人)の保護者からの訴え」(1)・保護者(本人の保護者を除く)からの情報(1)・学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報(1)

平成28年度1学期末までの いじめの認知校数・認知件数

校種	小学校	中学校	継続中の現状
認知した校数	1	4	
学年別認知件数			
1年	1	11	小学校: 日々児童より状況確認を行い、事態の改善・解消に向けて取り組んでいる。
2年		6	
3年	7	8	
4年			中学校: 夏季休業中においても担任を中心に相談を行い、状況確認し解消に向けて取り組んでいる。
5年	1		
6年			
合計	9	25	
うち解消件数	7	23	

【いじめ防止に向けての取り組み①】

〈日高市立小・中学校いじめ防止基本方針〉

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。正義が通る学校を目指す。
- イ 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童・生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育に力を注ぐ。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- A 児童・生徒対象のいじめアンケート調査
- B 保護者対象いじめアンケート調査
- C 教育相談を通じた学級担任による児童・生徒からの聞き取り調査

イ いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- A スクールカウンセラーの活用
- B いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童・生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止会議」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めること。

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒および保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日高市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- a 重大事態が発生した旨を、日高市教育委員会に速やかに報告する。
- b 日高市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- c 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- d 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【いじめ防止に向けての取り組み②】

《各学校における具体的な取り組み》

小学校

異年齢集団での活動を通して、互いに協力することや思いやりや優しさの心を育てることを目的とし、発達段階に応じた体験活動を設定している。

【主な活動例】

- ① 人権月間や人権教育週間の実施
 - ア 「こころの花をさかせよう」の花作り。
 - イ 人権に関する授業の実施
 - ウ お昼の放送での校長講話や人権作文の発表
- ② 年間を通じた異年齢集団活動の実施。
 - ア 縦割り清掃
 - イ 縦割り遊び
 - ウ 縦割り遠足
 - エ 交歓給食
- ③ CAPプログラム
- ④ なかよしアンケートの実施・集計と公開
- ⑤ 人権感覚育成プログラムの実施
- ⑥ いじめゼロ宣言の発表
- ⑦ 特別支援学校との交流



異年齢集団による全校遠足

中学校

様々な活動を通して、責任感や達成感を味わい、自己肯定感を育むために、実社会とのつながりを意識した体験活動を設定している。また、地域の方とのふれあいを通し、人の温かさや優しさに触れることで共生の心を育むため、ボランティア活動を推進する。

【主な活動例】

- ① ふれあい講演会
- ② 地域清掃
- ③ 人権カレンダー
- ④ 人権集中学習
- ⑤ 人権に関わる授業の実施 12月
- ⑥ 地域の行事へのボランティア活動
- ⑦ 生活アンケート
- ⑧ 縦割り選手団による体育祭の実施
- ⑨ 学校農園を活用した“協働”作業の実施
- ⑩ 携帯・スマホの使い方についての講演会
- ⑪ 赤ちゃんとの交流体験



赤ちゃんとの交流体験

小・中合同

小中で連携した共同作業を設定することにより、中学生にはリーダーシップや自己有用感を醸成し、小学生には中学生を手本として、視野が広く高い目標設定を促している。小・中個別の取組では得られない、一層の思いやりの心や自尊感情を高めている。

【主な活動例】

- ① 人権作文、人権標語、人権メッセージの取り組み
- ② 小中教職員、PTA合同人権研修会
- ③ 小中合同あいさつ運動
- ④ 合同避難訓練及び一斉下校
- ⑤ 資源回収や清掃活動
- ⑥ もちつきの会など



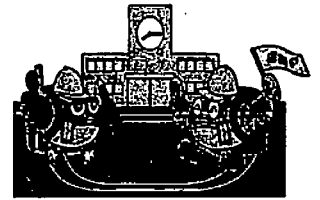
合同一斉下校

日高市人権教育総合推進地域事業について（平成 26, 27, 28 年度）

1 調査研究のテーマ

心豊かな人を育む 学びのまちづくり

～小・中連携の充実と人とのかかわりを通じた人権教育の推進～



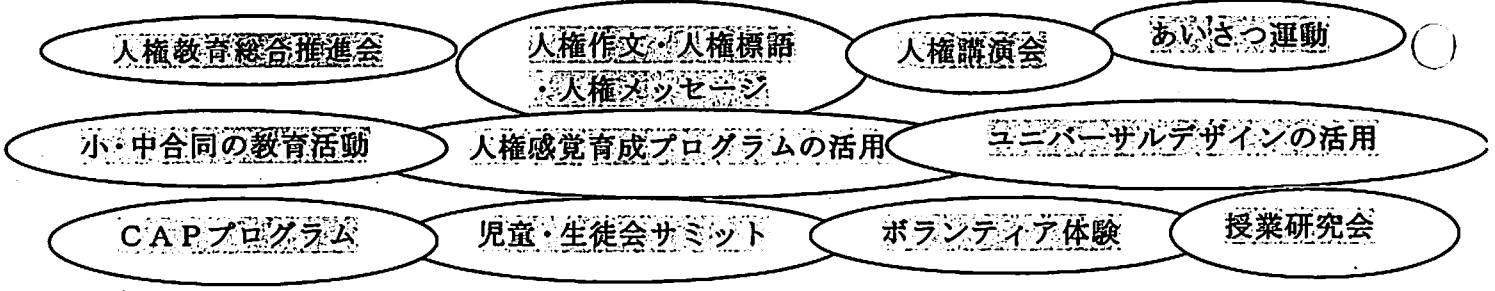
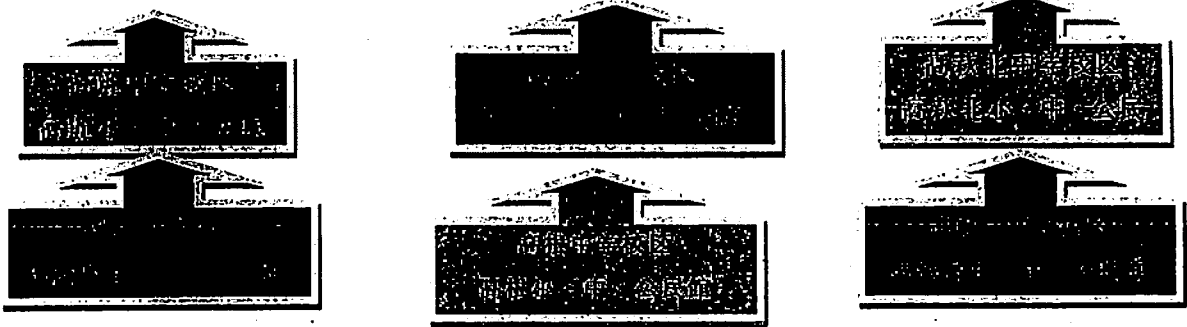
2 研究構想図

日高市のめざすまち 笑顔いっぱい みんな生き生き 思いやりのあるまち

研究テーマ 心豊かな人を育む 学びのまちづくり
～小・中連携の充実と人とのかかわりを通じた人権教育の推進～

研究仮説 1
異年齢によるさまざまな体験的活動や交流活動等、学校教育全体を通して、自尊感情や他者に共感する能力を高めれば、人権感覚が身につき豊かな人間関係の礎を築くことができるであろう。

研究仮説 2
9年間を見通し、小・中の連携を充実させ、地域の方々と多様にかかわれば、児童・生徒はともに生きることのよさが分かり、心豊かにたくましく生きることができるであろう。



3 調査研究の内容等

(1) 調査研究の成果と課題（26～27年度）

①日高市人権教育総合推進会議を設置し、学校の教職員を中心として、行政関係者、地域、保護者の代表も委員となることで、地域全体で子どもたちの人権教育を進めていこうという気運が高まってきた。

②日高市立学校すべて推進協力校に指定することで、学校区ごとの小・中連携を深め、教育活動を人権教育の視点から見直したり、全教員が人権教育の視点に立った指導案を作成し、



授業研究発表会を開催したりすることで、より積極的に人権教育を推進しようとする姿勢が醸成されつつある。

- ③研修会や講演会を実施することで、人権感覚を育成することの重要性を共有するとともに、「人権感覚育成プログラム」の活用など具体的な育成方法について研究を深めることができている。
- ④CAPプログラムや全ての推進協力校でPTAとの共催による人権講演会、ソーシャルスキルトレーニング研修会等多くの取組を実施し、児童・生徒、教職員、保護者、地域の人権意識の高揚が図られつつある。
- ⑤各取組の参加者数を記録するとともに、児童生徒をはじめ、教職員、保護者等を対象に、年度当初と年度末にアンケート調査を行い、人権意識の高揚等を検証し、数値的な結果を示し効果の検証を図った。今後は、この結果の更なる有効な活用していくことが課題である。
- ⑥日高市ユニバーサルデザインを作成し、各小中学校で具体的な活用を通して児童生徒の学習環境の整備を図ることができた。また、年2回のハイパーQUを活用して学級内の児童生徒の実態を把握して、人間関係の醸成を図ることができた。更なる効果的な活用を図っていく必要がある。

(2) 調査研究の内容・実施計画(28年度)

- ①すべての学校で、学校教育全体を通して、一人一人の児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた教育活動を推進し、基礎学力等の「生きる力(総合的な学力)」を培うことを基盤に据えて取り組む。
- ②本市の6中学校区全てが1小学校、1中学校、1公民館という特色を生かし、学校区ごとに人権教育上の課題を明確にし、小・中一貫の人権教育に取り組み、地域全体で展開していく。今年度も、すべての学校区で授業等の発表会を開催する。
なお、11月2日には、高麗川小学校・高麗川中学校で本発表の代表公開校として授業実践を公開し、全体発表会(日高市文化体育館・7アリーナ)で発表を行う。この会は市内教職員を始め、PTAや地域の方、近隣の教職員へも参加案内を配布していく。
- ③清掃活動やあいさつ運動、児童会・生徒会活動、学校行事等直接体験を積み重ね、一人一人に「役割を与え、実行させ、認め、ほめる」ことを通して、自他尊重の気持ちを育み、心の通う人間関係づくりを重点にする。また、ユニバーサルデザインやハイパーQU等を活用して、学習環境の整備や人間関係の醸成に努める。
- ④さまざまな人権問題(女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、インターネットによる人権侵害等)について正しく理解するために必要なものの見方や考え方を育む。また、多彩な指導者を招聘し、多くの教員が講演や演習に参加する機会を増やす。それによって、児童・生徒や教職員の人権感覚を高める。具体的には、CAPプログラムの実施や全小・中学校での人権教育講演会の実施、ソーシャルスキルトレーニング研修会の実施を予定している。さらに、今年度も、全教員が人権教育の視点に立った指導案を作成し、学校ごとに授業公開を行う予定である。

地域・家庭においては、公民館をはじめ、地域の関係機関や保護者が、学校の取組と連携することで、日高市全体で取り組む活動であることをさらに意識させたい。そのために、日高市人権教育推進協議会とも協力し、各ボランティア活動への積極的な参加の呼びかけ、日高市児童生徒サミットの開催等、地域と連携した事業をさらに充実させていく。

時 期	内 容	備 考
28年3月	日高市人権教育総合推進会議の開催と次年度活動計画について、事前説明等を行う	参加者 各校校長 12人
28年4月	◆今年度の推進協力校実践研究の開始 (各学校区の課題を明確にし、計画に基づいた実践を始める)	
28年5月	○人権作文、人権標語募集の実施	
28年6月	◎第1回人権教育総合推進会議 ○管理職人権教育研修会 ○日高市児童会・生徒会連絡協議会 ○福祉スポーツ大会 ○人権教育中央研修(つくば)	参加者 50人 参加者 12人 生徒会担当 社協と連携 教頭 2人
28年7月	○CAPワークショップ(小) ○彩の国ボランティア体験プログラム ○人権教育講演会	市内2校 社協と連携 市内小・中学校 教員対象
28年8月	○ソーシャルスキルトレーニング研修会 ○彩の国ボランティア体験プログラム ○小・中人権教育講演会 ○日高市児童生徒サミット ○第1回日高市人権教育総合推進会議の開催	希望教職員 人権教育主任 12人 社協と連携 PTA共催 参加者 30人 参加者 44人
28年9月	○CAPワークショップ(小)	市内2校
28年10月	○学社連携人権教育事業研究会 ○CAPワークショップ(小) ○あいあいまつり	参加者 20人 市内2校 社協と連携
28年10月	○人権教育授業研究発表会 (各学校で、発表会を実施し、保護者や地域の方へ公開する)	各学校
28年11月	○人権教育授業研究発表会 (各学校で、発表会を実施し、保護者や地域の方へ公開する)	各学校
11月2日	◎高麗川小・高麗川中は代表公開校として実施	参加者 400人
28年12月	○人権教育講演会(生涯学習課と連携) ◎第2回人権教育総合推進会議	参加者 100人 参加者 44人
29年1月	○推進協力校の活動及び地域活動のまとめと評価 ○日高市児童会・生徒会連絡協議会	各中学校区で

平成27年度 日高市児童会・生徒会サミットの実践について

ア ねらい

- ① 児童会・生徒会児童生徒の交流をとおして参加者相互の絆を深める。
- ② 参加児童生徒のリーダーとしての資質、協力性や社会性を高める。
- ③ サミットでの体験を各学校における自治的活動等に生かす。



※本年度のサミットで重視する点

人権教育の充実の観点から、いじめをなくすための「話し合い活動（グループ・全体）」の充実を図る。

- イ 参加者 各小学校児童会から6年生児童2名、児童会担当教員1名
各中学校生徒会から2年生生徒3名、生徒会担当教員1名



- ③ 本サミットに向けた各校児童会・生徒会の取組み
～担当者会議を受けて～
各学校の児童会・生徒会活動の中で、できる範囲で
「いじめをなくすための取組」を実施し、話し合い
の結果を持ってサミット会議に参加した。

ウ サミット会議

議題「いじめのない、なかまとの絆づくりのためにできること」

- ① いじめ防止に向けた学校における1学期の取組を紹介する。
- ② 「いじめのない、なかまとの絆づくりのためにできること」について意見交換をおこなう。
- ③ 2学期以降、小・中合同で力を入れて取り組むことを決める。

※6校区ごとのグループ協議後に全体での話し合いを行った。全体の話し合いでは、グループ協議内容の発表と各児童生徒からの質疑応答を行い、最後に議長による成果の確認、2学期以降の取組みに向けてのまとめをして、会議終了となった。

エ 指導講評

教育センター指導幹 中山 亨先生より指導講評があった。

本日結成された議長団であったが、最後まで集団をまとめあげることができた。ここにいる皆さんは選ばれた人であり、学校のために進んで動くことができる人たちである。是非自信をもっていただきたい。

また、各学校の発表も素晴らしく自分の学校に誇りを持ち、堂々と発表できた。協議の中で、中学生はリードしながら話し合いを深めていきことができた。本日の議題である「いじめのない、なかまとの絆づくりのためにできること」から小中で連携したあいさつ運動や討論会など多くのアイデアが提案された。



この提案の波を各学校で皆さんがうねりに変えて更にアイデアを深め、「いじめのない、なかまの絆づくり」を実現していただきたい。

⑥ 成果と課題

「なかま絆づくりのためにできること」についての話し合いの中で、相手を思いやる気持ちを持つことや生徒同士や先生と生徒で向き合う機会をつくり、より過ごしやすい環境を自分たちで作っていくことなどが提案された。集団の中でお互いを尊重し合い、人間関係をつくるための方法を小学生、中学生の代表として真剣に向き合い考えを広げていくことができ、各学校の代表としての意識を自覚することができた。今後の課題として、指導する先生方が児童会・生徒会のリーダー育成のために、「生徒につけさせたい力が何であるのか」を学校内で話し合い、児童・生徒を主体的に動かしていくための取組について確認し組織で動くことをすすめていくことが大切である。

2学期以降の各学校の取組を担当の先生とともに広げ、実態と特色に応じた児童会生徒会の新たな取組に期待したい。

